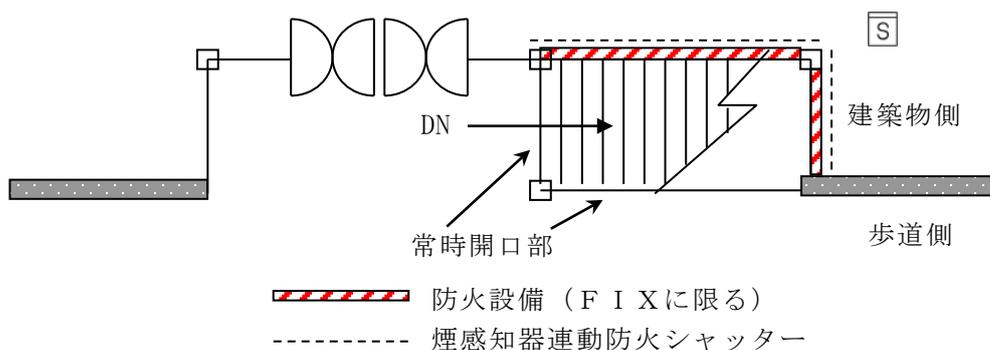


7 地下鉄駅の地上出入口と側面建築物との関連について

地下鉄駅の地上出入口と側面建築物が次のいずれかに適合する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

- (1) 地上出入口の階段が建築物の外壁面（オーバーハングの下部）にある場合で、二方が常時外気に開放されている場合。（第4-18図参照）

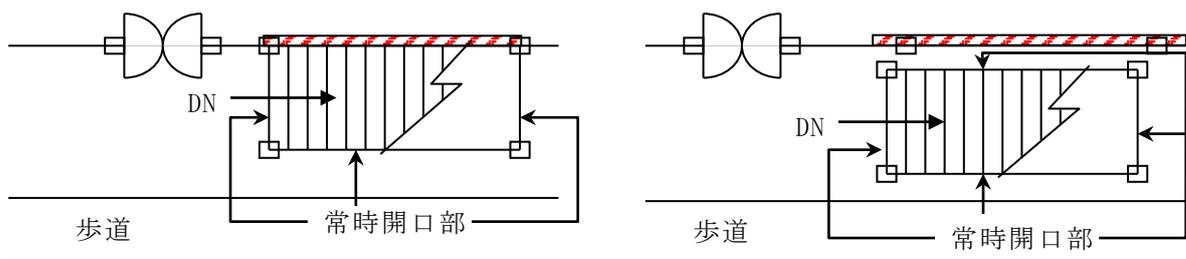


第4-18図

建築物に面する階段区画を防火設備（F I Xに限る。）に煙感知器連動防火シャッターを合わせた防火措置を講ずること。ただし、地上出入口に至る地下通路（開口部のない耐火構造の壁, 床, 天井で囲まれた部分に限る。）が歩行距離 20mを超える場合は、防火シャッターを設けないことができる。

- (2) 地上出入口の階段の三方以上が常時外気に開放されている場合。

（第4-19図参照）



第4-19図

両図とも地上出入口階段に面する建築物の側壁部分は防火設備（F I Xに限る。）のみとすることができる。

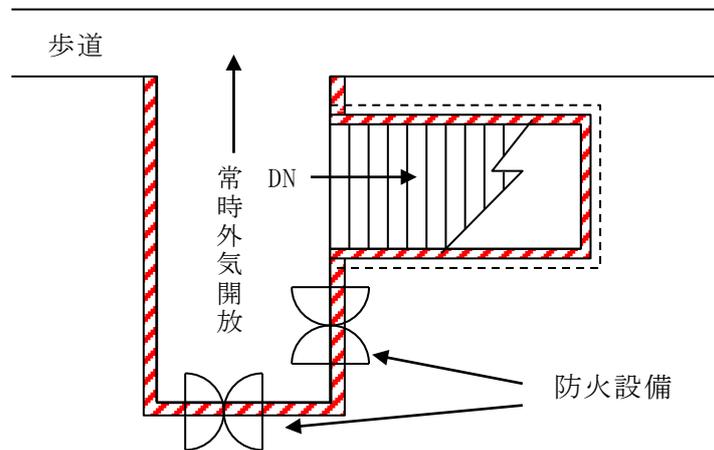
- (3) 地上出入口が建築物の屋内にある場合は、原則、別棟として取り扱うことはできないものとする。ただし、出入口に至る地下通路が 20mを超える場合で、次のいずれかの措置を講じた場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

（第4-20図参照）

- ① 階段部分を防火設備（F I Xに限る。）に煙感知器連動防火シャッターを合わせた区画とする。

- ② 地下通路部分を防火設備（常閉若しくは煙閉）にて区画した場合は，階段区画は防火設備（F I Xに限る。）のみとすることができる。

なお，①，②いずれの場合においても建築物内の出入口に面する部分の開口部を防火設備とすること。



第4-20図

8 その他取扱い

- (1) 建築物相互間が空調等のダクトで接続されているもので，当該ダクトと建物外壁が接する部分に防火ダンパーが設けられている場合は，別棟として取り扱うことができるものとする。

なお，煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火ダンパーを設置する場合は，1か所に設ければ足りるものとする。

- (2) 渡り廊下の床面積の取扱いについて

別棟として取り扱う場合の渡り廊下部分の床面積は，防火対象物の位置，構造，設備の状況及び利用形態等を考慮し，どこまでを1棟として取り扱うかを決定するものとする。

- (3) 緩衝帯を有する接続部について

(一財)日本消防設備安全センターにおいて消防設備システム評価を取得した「緩衝帯を有する接続部」で建築物等が接続される場合は，別棟として取り扱うことができるものであること。